

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

不適合グレードについては以下のURLをクリックしてください。

<http://www.tepco.co.jp/kk-np/data/inside/pdf/image1.pdf>

2016年3月10日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。

なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 3件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全の観点から見たグレード
1	6号機	プロセス計算機室とケーブル処理室間の配管貫通作業実施時に、社内ガイドで定めている使用済燃料近傍作業の規制を実施せずに作業を実施したことを確認した。当該事象の原因を調査。	G III 以下
2	7号機	常用系ケーブルトレイの下方に安全系ケーブルトレイを設置している区域において、安全系ケーブルトレイの蓋が一部ないことを確認した。火災防護上の問題が無いことを評価済み。当該事象の原因を調査。	G III 以下
3	その他	当社社員1名が社内認定資格(工事監理員)の有効期限が切れた状態で、工事監理を実施していたことを確認した。当該事象の原因を調査。	G III 以下

3. G III グレード 0件